

掲示第 57 号

国際観光旅客税法施行令（平成 30 年政令第 161 号・平成 31 年 1 月 7 日施行）の施行に伴い、同令第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき税関出張所及び税関支署出張所の管轄区域を定め、同条第 2 項の規定に基づき税関官署の長に委任される権限の範囲を下記のとおり制限することとしたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 30 年 12 月 26 日

大阪税関長 高木 隆

記

- 1 国際観光旅客税法施行令第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき定める税関出張所及び税関支署出張所の管轄区域は、別表のとおりとする。
- 2 国際観光旅客税法施行令第 8 条第 1 項第 2 号の規定により大阪税関南港出張所長に委任される権限の全部を同条第 2 項の規定により制限する。なお、南港出張所から制限した税関長権限は大阪税関本関が所轄する。

別表

出張所名	管轄区域
伏木税関支署 富山出張所	富山県のうち 富山市（富山空港を除く。） 魚津市 滑川市 黒部市 中新川 郡 下新川郡
伏木税関支署 富山空港出張所	富山県富山市のうち富山空港
金沢税関支署 七尾出張所	石川県のうち 七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋郡のうち志賀町 鹿島郡 凤珠郡
金沢税関支署 小松空港出張所	石川県小松市のうち小松飛行場、浮柳町ヨ 50 番地、草野町ハ 26 番 地、草野町ハ 39 番地
敦賀税関支署 福井出張所	福井県のうち 福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 吉田郡 今立郡 丹生郡
京都税関支署 滋賀出張所	滋賀県
舞鶴税関支署 宮津出張所	京都府のうち 宮津市 京丹後市 与謝郡
大阪税関 南港出張所	大阪市のうち 此花区（朝日 1 丁目、朝日 2 丁目、梅町 1 丁目、梅町 2 丁目、春日 出北 1 丁目から春日出北 3 丁目まで、春日出中 1 丁目から春日出中 3 丁目まで、春日出南 1 丁目から春日出南 3 丁目まで、桜島 1 丁目 から桜島 3 丁目まで、四貫島 1 丁目、四貫島 2 丁目、島屋 1 丁目から 島屋 6 丁目まで、高見 1 丁目から高見 3 丁目まで、常吉 1 丁目、 常吉 2 丁目、伝法 1 丁目から伝法 6 丁目まで、西島 1 丁目から西島 6 丁目まで、西九条 1 丁目から西九条 7 丁目まで、梅香 1 丁目から 梅香 3 丁目まで、北港 1 丁目、北港 2 丁目、北港白津 1 丁目、北港 白津 2 丁目、北港緑地 1 丁目、北港緑地 2 丁目を除く。） 住之江 区のうち平林北 1 丁目、平林北 2 丁目、平林南 1 丁目、平林南 2 丁 目、南港東 1 丁目から南港東 9 丁目まで、南港南 1 丁目から南港南 7 丁目まで、南港中 1 丁目から南港中 8 丁目まで、南港北 1 丁目か ら南港北 3 丁目まで、これらの地先埋立地
堺税関支署 岸和田出張所	大阪府のうち 岸和田市 貝塚市 泉佐野市（泉州空港北、りんくう往来北 1 番 から 4 番まで・5 番 6 ・5 番 11 から 5 番 13 まで・6 番から 15 番 まで、りんくう往来南を除く。） 泉南市（泉州空港南、りんくう 南浜を除く。） 阪南市 泉北郡 泉南郡（田尻町のうち泉州空港 中・りんくうポート北・りんくうポート南を除く。）
大阪税関 大阪外郵出張所	大阪府泉南市泉州空港南のうち 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 2 条に規定する者が国際郵便 の業務を行う事業所内
和歌山税関支署 下津出張所	和歌山県のうち 海南市 有田市 御坊市 田辺市 海草郡 有田郡 日高郡 西 牟婁郡
和歌山税関支署 新宮出張所	和歌山県のうち 新宮市 東牟婁郡